

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長  
(大阪市域交通圏、福岡交通圏及び札幌交通圏)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成30年7月31日(火) 10時30分～11時10分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

自動車局:金指旅客課長ほか

事案処理職員:運輸審議会審議室 北村

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(札幌交通圏、大阪市域交通圏及び福岡交通圏)の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ①特定地域になってからの車両の減少率はどれくらいか。
  - ②大阪市域交通圏においては、適正車両数と目標車両数が乖離しているが、なぜか。
  - ③特定地域の延長をして、適合基準を満たさなくなれば、準特定地域に戻り、また、適合基準を満たせば、特定地域に戻すということか。
  - ④福岡交通圏の日車営収は33,000円台であり、平成13年度や他の地域と比べて良いにもかかわらず、赤字車両数シェアが多いということは、他と比べて何か別のコスト要因があるのか。

等についての意見・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 恐らく自然減程度しかないと思われる。
- ② 「おおむね適正車両数を目指す」ということになっており、地域で合意できた車両数を目標とすることになる。
- ③ 然り。
- ④ 赤字部分について言うと、タクシーの場合は7割が人件費であり、人件費の変動が影響しているのではないか。また、一番の原因としては収入が減っていることである。身の丈に合った形にしなければならないとは考えている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。